

令和5年5月8日

保護者の皆様

岩倉市立岩倉中学校長

櫻井 智

新型コロナウイルス感染症に関する対応の変更について

5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に移行しました。移行に伴う変更点等についてお知らせします。

1 欠席及び出席停止の取り扱いについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合（検査キットで陽性と判定された場合を含む）には、出席停止です。
- (2) 新型コロナウイルスの療養期間（出席停止期間）は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が治まった後1日を経過するまでとします。（下表は参考例）

| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 |
|-----|-----|-----|--------|------|---------------|-----|
| 発症 | | | 症状が治まる | 1日経過 | 発症後5日目のため登校不可 | 登校可 |

※ 症状が継続している場合は、回復するまでの期間を出席停止扱いとします。

※ 症状が治まった後で登校する際には、医療機関での陰性証明は必要ありません。

※ 発症から10日を経過するまでは、周囲を感染させるリスクを考慮し、マスク着用を推奨します。

- (3) これまでは、発熱、咽頭痛、咳などのかぜ症状での欠席を、「新型コロナウイルス感染症の疑い」として出席停止扱いとしていましたが、今後は欠席扱いです。しかし、症状によっては無理をしないで、自宅での休養に努めましょう。
- (4) 濃厚接触者の特定は行われません。（本人が陽性の場合のみ出席停止となります。）
 - ※ 家族等が陽性となり、感染拡大防止のために家庭で自主的に待機する場合も欠席扱いです。
- (5) 感染予防のための自主的な欠席は、原則として欠席扱いです。特別の事情がある場合には、学校に相談してください。
- (6) ワクチン接種や、接種に伴う副反応のために休む場合も欠席扱いです。

2 教育活動における対応

- (1) 日常の教育活動においては、感染防止のための特別な制限を行いませんが、室内の換気に配慮し、手洗いや咳エチケット等の指導を継続します。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大が予想される場合には、積極的な換気、密の回避、高リスクの活動（歌唱等の近距離での発声）の中止など、状況に応じた予防対策を行います。また、手洗いやうがい、マスク着用、手指消毒等の感染予防対策を奨励することがあります。

3 臨時休業の判断について

感染者が増加する可能性が高い場合には、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖）の措置をとります。